

一人ひとりの命を大事にする

第2次下郷町自殺対策行動計画（概要版）

I 計画について

【策定・見直しの背景】

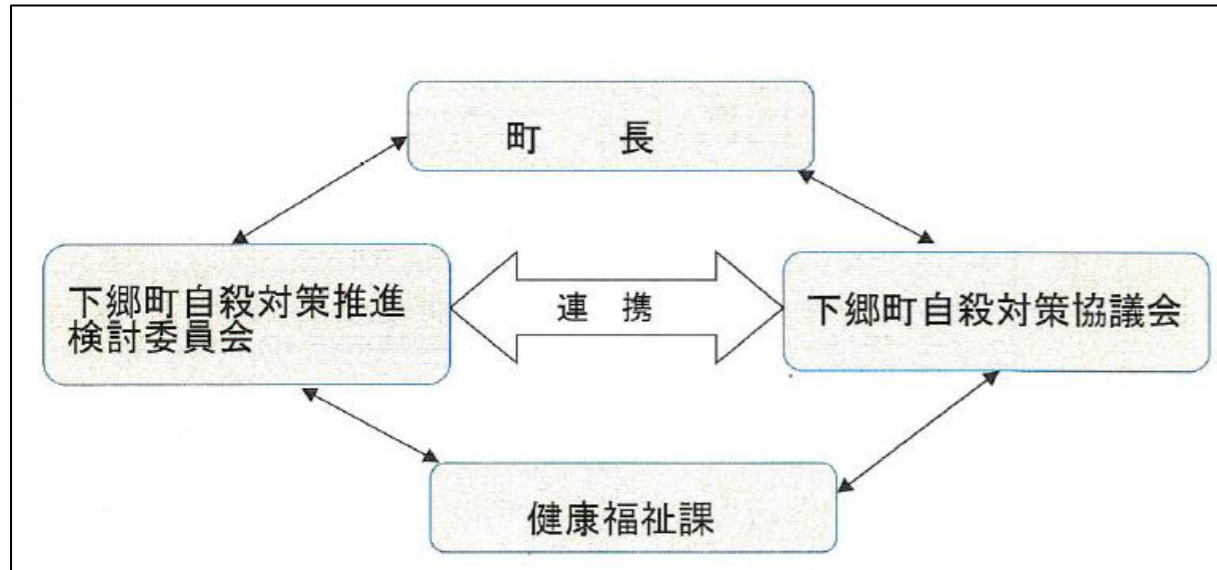
下郷町では、令和元年度から5年間の「下郷町自殺対策計画」を策定し、“一人ひとりの命を大事にする”を目標に、こころの健康を図るため、一丸となって自殺対策事業に取り組んできました。一人ひとりの命が尊重される町づくりは言うまでもなく、全ての町民がかげがえのない個人として尊重される社会、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指し、これまでの取り組みにおける評価や課題の検討を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ施策を見直し、令和6年度から5年間の計画期間とする「第2次下郷町自殺対策行動計画」を策定しました。

【計画の位置づけ】

自殺対策基本法第13条第2項の規定により、下郷町の実情を配慮して定める計画です。中長期的な視点を持ち継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、関連性の高い計画である「健康しもうごう21計画」や「下郷町振興計画」との整合を図ります。

II 自殺対策の推進体制等

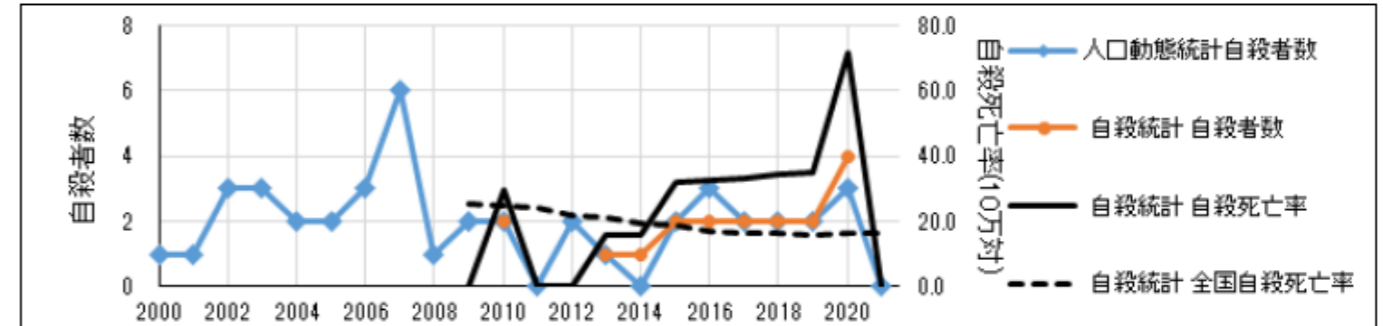
自殺対策について庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。また、健康づくり推進協議会を「下郷町自殺対策協議会」と位置づけ、関係機関との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。



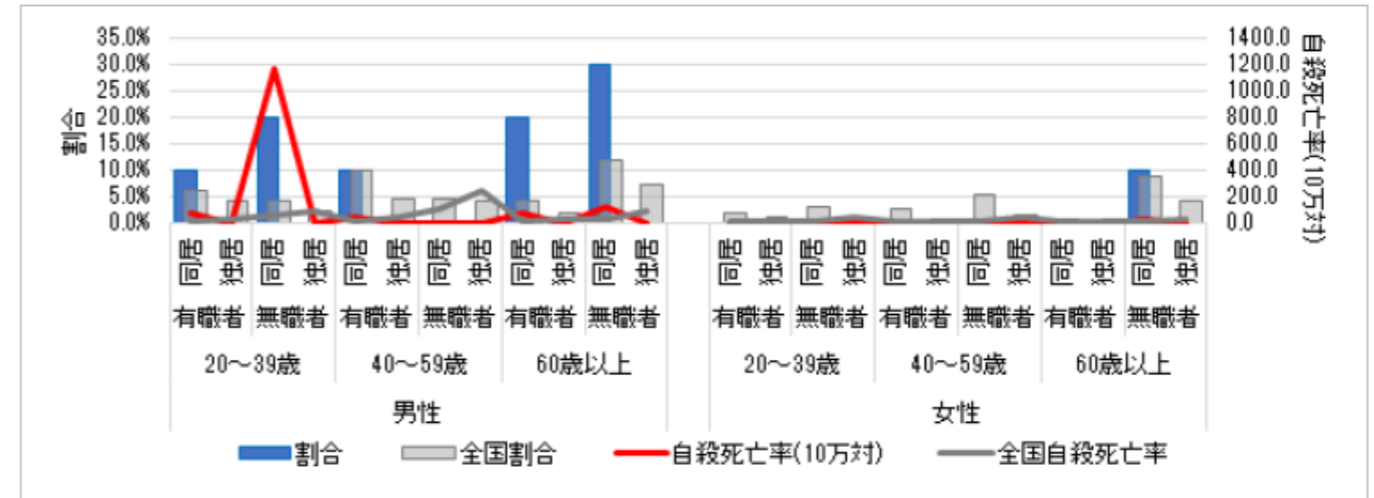
III 下郷町の現状（データ出典：地域自殺実態プロフィール 2022）

【自殺死亡率の年次推移】

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
数（人）	2	2	2	2	2	4	0
町率（%）	32.1	32.5	33.1	34.2	34.9	71.6	0
国率（%）	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4



【男女別・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率（H29年～R3年）】



平成22年～令和元年の間の町の自殺者数は0～3人で推移しており、人口が少ないため自殺者が出ると高い自殺率として表されます。性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率において、全国と比べ高くなっているのは、男女ともに「60歳以上・無職者・同居」となりました。また、女性に比べ、男性の自殺率は20代～60代以上と幅広がっています。

誰も自殺に追い込まれることのない下郷町

《基本施策》

①地域におけるネットワークの強化

町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。また、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【下郷町自殺対策協議会、要保護児童対策地域協議会、相談窓口の充実と連携 等】

②自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人への早期の「気づき」に対応できるよう、関係職種や学校教育の場における人材育成に努めます。

【ゲートキーパー養成講座 等】

③住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、また、気づき、声をかけ、話を聴き、必要時は専門家につなぎ、見守るといった役割の意識が共有されるよう、啓発事業を行っていきます。

【チラシによる相談窓口の周知、健康相談、広報誌やホームページを通じた広報活動 等】

④自殺未遂者等への支援の充実

相談体制の強化、自殺対策を支える人材の育成や、啓発事業の推進を引き続き行っていきます。また、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワーク構築を図っていきます。

【総合的な相談体制の強化、ゲートキーパー養成講座、南会津医療圏との連携 等】

⑤自死遺族等への支援の充実

自殺への偏見による遺族の孤立防止や、こころを支える活動を行っていきます。

【南会津医療圏との連携、死亡届出時の情報提供 等】

⑥児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難等に直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。

【こころの講演会 等】

《重点施策》

①高齢者

▶包括的な支援のための連携の推進

【地域ケア会議】

▶健康不安に対する支援

【地区健康相談、認知症サポーター養成講座 等】

▶社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【一般介護予防事業、サロンや老人クラブ活動 等】

②生活困窮者

▶多分野他機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

▶生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催

▶生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

▶居場所づくり活動

③無職者・失業者

▶経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的支援の推進

【生活困窮者自立相談支援、民生児童委員活動 等】

④子ども・若者

▶児童生徒や学生、就労者、就学・就労状態にない者など、子育て世代への支援も含めた取組の推進

【学校・家庭・地域社会の連携支援、子育て世代包括支援センターの活用 等】

《生きる支援関連施策》

各課の既存事業で、それぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じ関係者を紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、一人ひとりが担っていくことが望まれます。

さらに、この事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。